

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

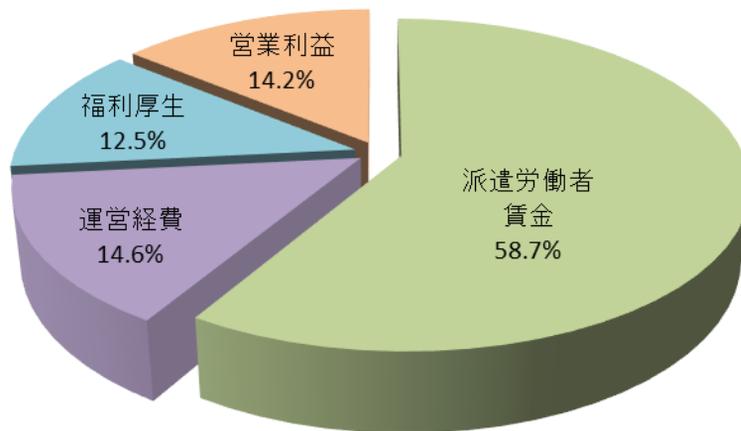
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

事業所 東京都中央区日本橋小伝馬町1-5 PMO日本橋江戸通8, 9階
派遣事業期間 2024年4月1日から2025年3月31日

派遣労働者の数	65人
派遣先数	13箇所
労働者派遣に関する料金の額の平均額	46,012円 / 日（1日8時間換算）
派遣労働者の賃金の額の平均額	27,024円 / 日（1日8時間換算）
マージン率	41.3%



マージンには、営業利益以外に以下が含まれます。

- ・福利厚生：福利厚生費、社会保障関連費等
- ・運営経費：教育訓練費、有給休暇取得、採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等